



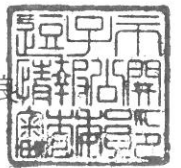
第6号様式

意見書

31 逗情審発第9号
2019年（令和元年）6月21日

逗子市長 桐ヶ谷 覚 様

逗子市情報公開審査委員 高 橋



逗子市情報公開条例第15条第9項の規定により、次のとおり意見を述べます。

1 不服・相談等の申出の内容

別紙中、「Ⅲ 相談等申出の趣旨」のとおり

2 意見の内容

別紙のとおり

I 処理の結果

実施機関は、情報公開請求に対する公開又は非公開の決定期間を延長するについては、「やむを得ない理由」の存否を判断する際、情報公開制度の迅速、適切な運用がなされるよう慎重に判断すべきである。

II 相談等申出の趣旨に係る情報公開請求

相談等申出者（以下「申出者」という。）は、逗子市長（以下「実施機関」という。）に対して、令和元年5月20日、「2019年4月19日付 情報公開の諾否の確認について（鎌倉市・葉山町）照会文書及び回答書」の情報公開請求（以下「本件情報公開請求」という。）を行ったところ、同年5月21日、実施機関は、「請求された情報について、関係市町である鎌倉市及び葉山町に照会を要するため」という理由により情報公開諾否決定期間を延長する旨を申出者に通知（以下「本件延長通知」という。）した。

III 相談等申出の趣旨

申出者は令和元年5月23日、本件延長通知に対し、相談等申出をした。

申出者の相談等申出の趣旨は、以下のとおりである。

- 1 情報公開相談等申出書には、逗子市情報公開条例（以下「条例」という。）第10条4項の「延長後の諾否決定期限」についての明示がなく違法であると記載したが、同項は、同条2項によって非公開決定がなされた場合の規定であるところ、延長の通知はこれに当たらないので、そのような趣旨ではなく、相談の趣旨は、延長後の公開決定がいつになるのかを知りたいということである。

本件情報公開請求に先立って、別件の情報公開請求をしていたところ、実施機関は、鎌倉市及び葉山町に対して、対象情報の公開に関して意見照会をした上で、令和元年5月20日、情報公開拒否決定原処分の取消し及び情報一部公開決定（以下「前件決定」という。）をした。

この別件に関する鎌倉市及び葉山町の回答（以下「回答文書」という。）を踏まえて、前件決定に対する不服の理由を書こうと考え、本件情報公開請求をしたが、本件延長通知がなされ、その中で延長期限が記載されていなかった。延長期限がわからないと、不服を申し出る時期の予測がつかず、不服申出が困難になってしまう。

- 2 1では延長期限がいつになるのかを知りたいということを述べたが、もともと再照会する必要がないと考えている。

本件情報公開請求は前述の回答文書を対象としているが、条例には再照会する根拠規程についての記述がない。逗子市が収受した行政文書（回答文

書) であるので逗子市が諾否決定すべきである。

自治体が広域連携をして行う事業については、それぞれの自治体が独自に情報公開規程を持っていて、それぞれ判断できる建前になっている。

ところが、他の自治体との信頼関係の維持を理由に、他の自治体の公開の水準に合わせて公開内容を決定するようなこととし、他の自治体の公開決定を待ち、後から公開するのでは意味がない。

今回の決定は、鎌倉市の非公開の判断にならって公開されている。これでは各自治体が独自に公開の規程を持って運営している意味がなくなってしまう。

IV 調査経過

令和元年5月27日、申出者から事情を聴取した。

同日、環境都市部資源循環課長及び同課資源循環係長から事情を聴取した。

また、同年6月10日、及び同月18日、情報公開審査委員の合議を行った。

V 調査結果及び考察

1 実施機関の説明

(1) 相談等申出の趣旨1について

条例第10条第1項において、実施機関は、公開請求があったときは、当該請求があったときから起算して7日以内に決定を行うことでできないことについてやむを得ない理由があるときは、当該請求があった日から起算して30日を超えない範囲で決定期間を延長することができることとされており、これに基づき延長し、通知をした。また、本件情報公開請求を受けて令和元年5月21日に鎌倉市及び葉山町への公開の可否に関する意見照会（以下「本件照会」という。）を行い、回答期限を同月31日とした。相手のある案件であることから、延長後の公開にかかる明確な期日を記載できなかった。

(2) 相談等申出の趣旨2について

前回不服申出に対して平成31年4月17日に出された勧告書（平成30年度不服第3号）において、「対象情報の条例第5条第2項第3号イ該当性については鎌倉市等の意向及びその理由を照会するなどの手続を経る等の方法で具体的に確認し、これを全部ないし一部公開することが鎌倉市等との協力関係を著しく損なうか否かを改めて具体的に判断すべきである」旨の勧告が出されており、当課としてはその趣旨を守る形で照会をした。

相談者は「再照会」という表現をしているが、再照会というのは基本的に条例には規定がないため、勧告を受けて鎌倉市及び葉山町に対して行った前回の照会（以下「前件照会」という。）も本件照会も同じように行った。今回の対象文書の中には、前件決定の際に非公開とした図に関する記述が言葉として記載されているため、あらためて鎌倉市及び葉山町へ照会する必要性があると判断した。協力関係を損なうかという判断をする場合は、具体的な根拠（証拠）がないと説明できないと考え、照会をかけたものである。

2 検討

(1) 4月17日勧告及びその後の経過について

申出者は、平成31年3月8日、条例に基づき、「平成30年度第7回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会作業部会（ワーキンググループ）概要にある「連携の概念図」」を対象とする情報公開請求をしたところ、実施機関は、同月14日付けで、条例第5条第2項第3号アに該当するという理由で、情報公開拒否決定をした。

これに対して、申出者は、同年3月20日、逗子市情報公開審査委員に不服の申出をした。

これに対して、逗子市情報公開審査委員は、同年4月17日、情報公開拒否決定を取り消し、文書を特定した上で、条例第5条第2項第3号イの該当性について再度検討の上、公開決定等をすべきであると勧告した。

この勧告を受けて、実施機関は、前件照会をした上で、令和元年5月20日、前件決定をした。

申出者は、同年5月21日、前件決定に対して情報公開不服申出をした。

この情報公開不服申出を行うのに先駆けて、申出者は前件照会にかかる回答文書等について本件情報公開請求をしたところ、本件延長通知がなされたものである。

なお、本件相談等申出の後、本件情報公開請求については、同年6月6日、情報一部公開決定（以下「本件決定」という。）がなされた。一部公開の内容については、鎌倉市からの回答文書が一部公開とされ、葉山町回答部分は全部公開された。

(2) 相談等申出の趣旨1について

条例第10条第1項は、延長する際に期限を付することは要件として

いない。

また、条例第10条第2項、第4項は、非公開決定がなされた場合に公開が可能になる期日を明示する規定が設けられているが、これは延長通知の際の規定ではない。

したがって、延長する際に期限を付さなかったとしても条例違反とはいえない。

もっとも、逗子市の情報公開ハンドブックによると、「決定できる期日が明らかである場合は、その時期を併せて記載するものとする。」と記載例に示されている。

この点、実施機関は、回答期限を付した場合に、相手方の回答が確実になされるとは限らないと説明するが、このような実施機関の説明は不合理ということとはできない。

したがって、本件延長通知については、「決定できる期日が明らかである場合」に該当するとはいえないと考える。

(3) 相談等申出の趣旨2について

条例第10条第1項は、公開請求があった日から起算して7日以内に公開又は非公開の決定を行わなければならないとし、ただし書において、当該期間内に決定を行うことができないことについてやむを得ない理由があるときは、当該公開請求があった日から起算して30日を超えない範囲で決定期間を延長できると定めている。

そこで、本件延長に関して、「やむを得ない理由」があったかどうかについて検討する。

この点、実施機関は、公開するかどうかについて本件照会をする必要性があったとしている。

これに対して、申出者は、「再度の照会」をする必要性がなかったと主張している。

本件照会に先だってなされた、前件決定は、対象文書に掲載された「連携の概念図」の公開又は非公開をめぐる判断であったところ、実施機関は、前件照会をし、これに対する回答文書を踏まえて、一部を非公開とする判断をしている。

本件照会は、実施機関が、本件情報公開請求に関し公開又は非公開の判断を行うについて、鎌倉市及び葉山町に対し、公開又は非公開に関して意見照会をしたものである。

なお、申出者は、本件照会を「再度の照会」と表現している。照会は、それぞれの情報公開請求について考えるべきである。したがって、同一の者に対して別件の情報公開請求に関して照会がなされていたとしても、本件情報公開請求については1回目の照会であり、「再度」のものとはいえない。

ところで、前件決定については、前述のとおり、実施機関が、前件照会をなし、これに対する回答がなされ、この回答を踏まえて、一部を非公開とする判断をしている。

前件照会は、対象文書とされた「連携の概念図」の公開又は非公開に関して意見を求めたものである。

回答文書の説明は、「連携の概念図」について、非公開とする部分、理由を説明したものであって、実施機関は、この説明を踏まえて、公開又は非公開の判断を行っている。

そうだとすれば、実施機関が独自に、「連携の概念図」のどの範囲を公開とするか非公開とするかの判断をした以上、回答文書の説明部分について、これを公開とするかあるいは非公開とするかの判断も、「連携の概念図」について行った公開又は非公開の判断を踏まえ、同様に判断できるはずである。

もっとも、それぞれの情報公開請求について対象文書も異なるため、改めて照会を行う必要があることも考えられるので、なお、この点について検討する。

この点、本件情報公開請求においては、情報公開請求の対象文書である回答文書は、「連携の概念図」の公開又は非公開に関する説明なのであるから、鎌倉市及び葉山町に対して改めて照会しても、非公開部分を指定した説明部分を非公開とするべきであるとする回答を受ける蓋然性が高いと言わざるを得ない。

したがって、回答内容が予想されるため、改めて照会する必要性は乏しいと言わざるを得ない。

また、平成30年度不服3号の勧告において、情報公開審査委員が、鎌倉市及び葉山町に意見照会して確認することを促したのは、非公開情報に該当するかどうかを判断するについて、他の地方公共団体との協力関係を著しく損なうかどうかの調査として必要性があると考えたからであり、証拠を備えるためではない。

そもそも、意見照会は、あくまで調査資料にすぎず、公開又は非公開の判断は、実施機関が独自に判断して決定する性質のものである。

実施機関は、証拠を備える必要性があった旨主張するが、前述の勧告の趣旨を誤って理解したものといわざるを得ない。

以上から、本件情報公開請求に対しては、照会なしに独自に判断することができたというべきであり、照会の必要性があったとは言えず、決定期間を延長する「やむを得ない理由」はなかったと考えるものである。

(4) まとめ

以上のとおり、本件情報公開請求については、決定期間を延長して照会することの必要性は認められない。

本件情報公開請求に対しては、すでに本件決定がなされている。

しかし、今後の情報公開請求制度の運用の観点から、次の意見を述べることにする。そもそも、条例第10条第1項は、情報公開請求があった日から起算して7日以内に決定を行わなければならないとし、実施機関が迅速に公開又は非公開の決定をすることを義務付けている。

その趣旨は、情報公開制度が市民の知る権利を保障する制度であることに鑑み、迅速、適切に情報公開制度の運用がなされることを担保することにある。

このような趣旨を踏まえるならば、当該期間内に決定を行うことができない場合に延長する要件である「やむを得ない理由があるとき」

(同条同項ただし書)の解釈もまた、情報公開制度の迅速、適切な運用という趣旨を損なわせるものであってはならず、延長の必要性の有無については、慎重に検討した上で判断すべきである。

VI 結論

よって、「I 処理の結果」のとおり判断した。